

ベネズエラ情勢（内政・外交：平成29年3月）

1 内政

（1）最高裁による国会権能行使する判決

ア 27日、最高裁は、国会議員が憲法及び刑法に違反する状況下では、国会議員の不逮捕特権はないとの判決第155号を下し、29日、国会の権能は、最高裁憲法法廷もしくは最高裁が命じた機関によって、直接行使されることを保証するとの判決第156号を下した。

イ 30日、ボルヘス国会議長は、国会議長団及び国会野党議員とともに、最高裁の判決は、クーデターであると抗議を表明し、4月1日の抗議デモへの参加を国民に呼びかけた。

ウ 31日、オルテガ検事総長は、「最高裁判決第155号及び第156号は、憲法秩序を侵害しており、憲法に確立された国家モデルを無視し、憲法秩序の崩壊をもたらす。」と非難した。

エ 31日夜、マドゥーロ大統領は、国防審議会を招集し、最高裁に対し、判決を見直すように勧告した。翌日、モレノ最高裁長官は、エル・アイサミ副大統領とともに、今次措置の見直し等について当地外交団に説明を行うとともに、判決第157号及び第158号を以て同勧告を受け入れると発表した。

（2）最高裁判決に対する主な海外の反応

ア 30日、ペルー外務省は、ベネズエラの民主主義の断絶を非難するコミュニケを発出し、当地ペルー大使の召還を決定した。

イ 30日～31日、ラ米諸国（マクリ・アルゼンチン大統領、バチエラ・チリ大統領、ブラジル外務省、ビデガライ・メキシコ外相、オルギン・コロンビア外相等）、EU及びEU諸国（ドイツ政府報道官、フランス外務省、スペイン外務省等）、トナーメ国務省報道官代行は、最高裁判決に対する懸念を表明した。

ウ 31日、ロシア外務省報道官は、「対話の論理が、対立の論理に優ることが重要である。海外の諸勢力は、声明及び行動を通じて、ベネズエラの内部対立の火に油を注ぐことをすべきでない。ロシアは、最高裁が下した決定の法的側面と結果について注意深く分析している。」と述べた。

エ 31日、OAS常設理事会は、OAS加盟国20カ国の要求により、4月3日、ワシントンにおいて、ベネズエラの最近の出来事について協議するための新たな特別会合を開催すると発表した。

（3）政党登録更新プロセス

ア 4日～5日、政党登録更新のための署名集めが開始され、革新進歩党（AP）は、13州において、0.5%の署名を集めた。

イ 11日～12日、大衆意志党等が、政党登録更新プロセスに参加した。同党によれ

ば、23州において、0.5%以上の登録を集めた。

ウ 18日～19日、正義第一党（PJ）が、政党登録更新プロセスに参加した。同党によれば、全国選挙評議会（CNE）による指紋認証器の削減や政府系武装集団（コレクティーボ）による妨害があった。カプリレス・ミランダ州知事は、全州において、有権者0.5%以上の規定を上回り、合計20万人の署名登録を集めたと発言した。

エ 25日～26日、民主行動党（AD）、キリスト教社会党（COPEI）等が、政党登録更新プロセスに参加した。民主行動党（AD）によれば、同党は、有権者0.5%以上の規定を上回る署名登録を集めた。

オ 30日、全国選挙評議会（CNE）は、4月8日～9日及び15日～16日の週末に予定されていた政党登録更新プロセスは、復活祭（Semana Santa）であることを鑑み、4月22日～23日及び29日～30日に実施日を変更すると発表した。

（4）その他政府・与党の動き

ア 3日、エル・アイサミ副大統領及び各大臣は、（憲法に規程される国会ではなく）最高裁に対し、2016年度活動報告を提出した。同副大統領は、年金受給者の増加（対2015年5%増）、貧困層の減少（29%から14%へ減少）等を報告し、マドゥーロ政権は、国際的右派と野党による攻撃、脅迫を打ち負かしたと述べた。

イ 13日付官報第41112号大統領令第2742号において、非常事態及び経済緊急事態宣言の60日間の延長が発効された。

ウ 17日、マドゥーロ大統領は、100ボリバル紙幣の有効期限の4月20日までの延長を発表した。

エ 22日、エクトル・ロドリゲス与党会派GPP院内総務は、最高裁に対し、国会において、野党国會議員が、米州民主憲章の適用を求める決議を採択したことは、国家に対する裏切りであるとして、賛同した国會議員一人一人の責任を追及すべきであると訴えた。

オ 24日、マドゥーロ大統領は、ファイエタ国連開発計画（UNDP）総裁補兼ラテンアメリカ・カリブ局長と会談し、UNDPに対し、医薬品支援を要請したと発言した。

カ 28日、エル・アイサミ副大統領、カベージョ国會議員等は、カラカスにおいて、帝国主義、内政干渉に反対するデモを実施した。

（5）その他国会・野党の動き

ア 14日、国会は、食糧危機を宣言する決議を採択し、かかる宣言を、OAS、国連に送付することを決定した。同決議において、国会は、マドゥーロ大統領に対し、マルコ・トーレス食糧大臣の辞任及びカストロ農業生産性・土地大臣、ベルナル CLAP中央統制管理長官等の国会食糧状況調査特別委員会（ボルヘス国會議長、ゲバラ国会第一副議長等で構成）への出頭を要求した。

イ 15日、ティントリ・ロペス大衆意志党党首夫人が、ラソ・エクアドル大統領候補（野党右派）等との会合のために、エクアドルへ入国しようとしたが、観光ビザでは、

政治活動はできないとエクアドル入国管理局で入国を拒否された。同夫人は、エクアドル政府の命令で入国を拒否されたと非難した。

(6) その他

ア 2日、カラカス首都区第一裁判所は、3日、汚職による7年11ヶ月の刑期を満了するはずであったバドウエル元国防大臣（チャベス政権時の国防大臣、陸軍大将。2007年、チャベス大統領による憲法改正案に反対。2009年、逮捕され、2010年、国防大臣時の横領で約8年の懲役を受ける。2015年から仮釈放となり、定期的に裁判所へ出頭していたが、本年1月に拘束された）を引き続き拘留することを言い渡し、新たな罪状（国家反逆と反乱の扇動）への嫌疑を示した。

イ 9日～10日、グアリコ州の客年より使用しなくなった刑務所において、14人の遺体が発見された。

ウ 24日、ニューヨーク南部連邦裁判所は、シリアル・フローレス大統領夫人の甥2名の麻薬取引に関する裁判の判決は、6月26日に下されると発表した。

2 外交

(1) OASにかかる動き

ア 14日、アルマグロOAS事務総長が、ベネズエラに対する米州民主憲章の適用を助言する報告書を提出した。これに対し、同日、当国外務省が、同報告書を非難するコミュニケを発出した。

イ 20日、アルマグロOAS事務総長は、OASにおいて、ティントリ・ロペス大衆意志党党首夫人、セバージョス前サン・クリストバル市長（大衆意志党）夫人、ヨン・ゴイコチエア同党党員夫人等の政治囚の家族とともに、ベネズエラにおける深刻な人権侵害について記者会見を開いた。

ウ 23日、OAS加盟国14カ国（アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、米国、ウルグアイ）が、「加盟国の資格一時停止は、最終手段であり、その決定の前に、妥当な期間、余すことなく外交努力をすべきであると考える。ベネズエラに対し、選挙日程、政治囚の釈放、国会の承認を求める。」との共同コミュニケを発出した。

エ 24日、OAS加盟国18か国（アルゼンチン、バルバドス、バハマ、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、米国、ウルグアイ）が、ベネズエラの状況について協議するため、28日（火）、臨時常設理事会の開催を召集した。

(2) OAS常設理事会特別会合（27日）（ベネズエラの召集により実施）

ア 27日、ロドリゲス外相は、「アルマグロOAS事務総長は、嘘つきで、品行が悪く、悪人で、報酬目当ての人物である。ベネズエラのオリガルキーと国際右派の同意の下、ベネズエラ政府を不安定化させようとする計画がある。」と発言した。

イ 27日、ロドリゲス外相は、ワシントンにおいて、2月24日に北米担当外務次官に、任命されたばかりのサムエル・モンカダをOAS代表部代理大使に任命した。

ウ 27日、サバテロ・スペイン前首相等与野党間対話立会人は、OAS常設理事会特別会合に際し、OASに対し、与野党間の対話、信頼、認識の促進を再確認するとの書簡を送付した。

(3) OAS常設理事会特別会合（28日）

ア 28日、ベネズエラ、ニカラグア及びボリビアが、会議冒頭、議題案及び会合招集に、激しく反対したが、議題案の採決が行われ、20カ国の賛成により会合が開催された。賛成した加盟国の多くから、ベネズエラにおける対話の促進、選挙の早期実施または選挙カレンダーの設定、政治囚の釈放、権力分立の確立等が述べられた。

イ 28日、マドゥーロ大統領は、「米州民主憲章もOAS右派政権連合による不名誉な声明も採択されなかった。ベネズエラ国民の勝利である。」と満足の意を表明した。

(4) その他

ア 6日、ロドリゲス外相は、クチンスキー・ペルー大統領が、ラ米諸国は、米国に対し、問題を起こさない好意的な犬であると発言したことに対し、同大統領のみが、米国に対し尻尾を振る犬であり、卑怯者であると非難した。これに対し、同日、ルナ・ペルー外相は、ロドリゲス外相の発言は受け入れられないと発言し、ベネズエラに対し、抗議文を提出した。これに対し、7日、マドゥーロ大統領は、かかる抗議文を非難した。

イ 14日～16日、政府は、2016年11月に実施された国連人権理事会による普遍的・定期的レビューにおけるベネズエラに対する274の勧告に対する回答期限が3月であったところ、政治囚の釈放、国会の尊重等における81の勧告は、歪曲され、非現実的であり、偽りであると拒否し、193の勧告は受け入れると表明した。

ウ 23日、サンタス・コロンビア大統領は、マドゥーロ大統領と電話会談し、21日、ベネズエラ国軍約60名が、アプーレ州とコロンビア・アラウカ市の国境であるアラウカ川を越えて入国し、テントを設営し、ベネズエラ国旗を掲げたと非難した。これに対し、外務省は、「ベネズエラ軍は、通常の職務を実施しただけであり、コロンビア政府は、歪んだ解釈をしている。外交によって解決する必要がある。」とのコミュニケを発出した。